

第三部 パネルディスカッション

パネリスト

宇津徹男、宮川光治、國弘正樹、大出良知、梅田 豊
コーディネーター(司会)

松原三朗、朝田良作

司会(鈴木) それではこれより、第三部パネルディスカッションを始めさせていただきます。まず始めにですね、パネリストの方々をご紹介させていただきます。

早くから、地方における法律家の活動の重要性を認識され、司法改革や法科大学院問題に深いご関心を寄せておられます、浜田市長の宇津徹男様でございます。

その浜田市で、日本で初めて設置されました公設事務所を運営しております、弁護士國弘正樹様でございます。

続きまして、日本弁護士連合会法科大学院設立・運営協力センターで副委員長をお務めの弁護士宮川光治様でございます。

先ほどですね、模擬授業でもコメント戴きました、九州大学大学院法学研究院教授の大出良知様でございます。

最後に島根大学法学部法学科長の梅田豊でございます。これから、パネリストの方々にディスカッションさせて戴き

ますが、司会はですね、日弁連法科大学院設立・運営協力センター中国地区委員でございます、かつ島根弁護士会所属弁護士であります、松原三朗。それとですね、法学科から朝田良作が行います。

それでは宜しくお願いします。

司会(朝田) それではただいまより、大分お時間が過ぎておりますけども、パネルディスカッションをですね、行いたいと思います。

あの、先ほどの中坊先生のお話にもありましたように、これからの司法を私達国民が積極的ですね、関わっていかなければならないと思われれます。で、そのような中で、私達の地域で活動する、活躍する法曹は、私達自身が私達の地域で育てるという気概がないとですね、駄目だろうと思われれます。そのような思いで、実は昨年来、鳥取・島根両県の弁護士会等々のご協

力の下に、我々島根大学の法学科のメンバーも加わりまして、『島根大学山陰法科大学院構想』なるものをです。ね、考えて今日に至っております。で、このパネルディスカッションでは主にですね、我々の住んでいる山陰地域に法科大学院を作る意義がどの辺りにあるのか。またその山陰にですね、法科大学院を作る為には、どのような残された問題等々があるのか、という辺りをですね、率直な意見で議論を行いたいというふうに考えております。

何分にも時間がありませんので、皆様方にはご迷惑をおかけするかと思いますけども、まず、ディスカッションの前に我々がこの一年間かけてですね、練り上げてきた『島根大学山陰法科大学院構想』のですね、特徴点を中心に、まず梅田の方から、その概略、説明を受けたいと思います。その上でパネリストの方々の意見の交換等を行いたいと思います。

それでは梅田さん、宜しくお願いします。

梅田豊 はい、法学科の梅田です。

えと、時間もございませんので、先ほど三宅が説明の際に資料に使用しました黄色い紙の方に私どもの構想の概要が触れられております。で、あの、まずあの、前提となりますのは、今回の司法制度改革の基本的な理念が『国民の期待に応える司法』すなわち『利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのある司法』とするために、国民の司法へのアクセスを拡充するということがございます。で、そのために、質・量とも充実した法曹養成というのが必要になってくる。で、その法曹は、国民の社会生

活上の医師として、各人のおかれた具体的な生活状況のニーズに則した法的サービスを提供するものだ、ということがございます。で、具体的、各人の具体的な生活状況やニーズに則した法的サービスを提供するためには、やはりその地域に深く根ざした法曹というものが必要になってくる。そのような法曹を養成するには、やはりその地域に法科大学院を置く必要があるだろう、ということになるかと思えます。で、特に先程来、指摘もありますが、島根、鳥取、この山陰地域はですね、全国的にも有数の法曹過疎地域。で、こういう所にこそですね、Law School、法科大学院を作ることが、今回の司法制度改革が本当の改革になるのかどうか、いうことの試金石になるんじゃないか、というふうに私、私どもは考えております。で、そのような法曹養成のためにですね、私どもが打ち出しております、構想の特徴点、幾つかございますが、時間もございませんので、ここでは二点だけ触れさせて戴きたいと思えます。

一つは、何度か出てきましたが、地域に深く根ざした法曹を養成すると。そのために、どのようなことを我々は考えているかと申しますと、一つは現場重視、現場主義の教育を徹底して行う、ということでございます。これは、あの、黄色い紙（本誌九五頁）の裏側の方に書いてございますが、特にその三年次のカリキュラムにおきまして、フィールドワークと言いますか、要するに現場に向いて行って、現場でどういう問題があるのかということを目で見て、そういう内容のですね、カリキュラムを徹底して行いたい、そういうことを三年次の教育科目の中に挙げております。その地域のニーズに応じた多

様な人材を養成するという観点からですね、その入試制度につきましても、いわゆるあの、意見書の中で「解放性・多様性・公平性」と言われておりますが、法学系の学部卒業生だけではなくて、他学部あるいは社会人等、積極的に受け入れる。そういう人たちを積極的に受け入れて、その教育を行うということになりますと、これは法科大学院につきましては、三年制、二年制という議論がございますが、私どもは三年みっちりとして教育する必要があるだろう、というふうに考えております。で、この三年制にこだわっているところが、一つの私どもの構想の特徴かというふうに思います。

で、もう一つはその、先ほどの秋野の授業をご覧戴きましたすが、いわゆる『ソクラテスメソッド』を中心とした、自分の頭で徹底的に考える、そういう法曹を養成するための教育。で、そういう徹底的にですね、自分の頭で考えることによって、本当の意味での応用力と言いますか、現場での対応力、そういうものが付くだろうと我々は考えておりますので、そういう意味でのその法曹としての質を確保するための教育内容を、我々は真剣に考えている、ということでございます。まああの、細かい話はちょっと時間ございませんので、先ほども申し上げましたが、この山陰地域にですね、法科大学院を作ることがこの地域の活性化、さらには地域のその、いわゆるその、法科社会化というものを促進する上で、非常に重要である。で、それがほんとの意味での司法制度、真の改革になるということを強調しておきたいと思えます。時間もございませんので、この辺で終わらせて戴きます。

司会(朝田) どうもありがとうございました。あの、我々の構想についての細かい、あの、中身については、パネリストの方々の議論の際にですね、再度触れて戴くことに致しまして、早速ですね、議論に入りたいと思います。

で、皆さん既に存じのようにですね、全国的にも代表的な法曹過疎地域が、島根県下にございます。いわゆる石見地方でございますが、その石見地方にある浜田市ですね、市長をやられておられます、宇津市長さんにですね、我々の構想について、どのような意見、ないしは我々の構想に関わって実現するためにどのような課題があるかを含めまして、お話を伺いできましたと思います。宜しくお願いします。

宇津徹男 はい、浜田市長の宇津でございます。本日は、この司法シンポに、山陰に是非法科大学院を設置して戴きたいという立場で、今から島根県の西部地域、特に浜田市の状況について、時間がかかり、先ほど限定をされましたので、端折って申し上げます。

島根県の西部は、全国で七〇カ所あると言われております、弁護士、いわゆる一、〇ないし一地域の一つであります。典型的な弁護士の過疎地域、まあ非弁地域と言われております。まあそういうことで、そういった中で、平成七年の九月に先ほど副知事が話致しましたように、浜田市に『石見法律センター』が設置、開設されました。これは、あの、島根県西部地域で弁護士がいないうことで、法律相談できるという体制が整っ

てないということから、特に日本弁護士連合会皆さん方、そして中国地方の弁護士会連合会、それから島根県弁護士会。こちら松江、出雲市にこれら近く二〇数人の、弁護士の先生方のおかげで、県も支援を致しまして、立ち上がったんであります。

そういうことで、相談件数でございますが、無料法律相談として、全国で初めて開設されたということもありまして、全国的にも脚光を浴びたわけでありまして。相談件数であります。平成八年が六二五件、六二五件。平成一〇年が七三六件。そして平成一二年度が八三八件。昨年が八三八件と年々増加を致しております。相談内容は、離婚問題、消費者金融、信販関係、破産和議の関係、相続関係、まあ民事関係ばかりであります。そのように多岐にわたっております。そしてまたさらに、昨年の六月、平成一二年の六月一日からお隣におられます、國弘先生が京都の事務所から浜田の方へ出てやろうとの事で、弁護士過疎の解消を目的として、國弘先生を日弁連が中心となって応援されました、全国で初めて弁護士常駐される公設法律事務所、いわゆる『石見ひまわり基金法律事務所』開設戴いたわけでありまして。全国の弁護士の皆さんが、積み立てられた基金によりまして、運営費の一部が補助されております。本日ご出席の國弘先生を中心に、ほんとに一生涯懸命努力を戴いておりまして、努力と言うより尽力戴いております、そのこともありますが、先ほどの一二年度は、八三八件という件数、無料法律相談の、逆に國弘先生がおいでになったに関わらず、増えておる、ということをご理解戴きたいと思っております。そういう意味で、予想をはるかに上回る相談等がありまして、お一人では大変だ

ということ、行政としても理解をしておるようなわけであります。そういう意味で、今年の三月、ちょうど行政は三月が年度末であります。三月の下旬に島根大学の法学部の先生方が、法学部の先生方が浜田市へおいで戴きまして、要請を受けました。島根大学に山陰の法科大学院を設置したい。すぐに、年度が替わって四月の八日にあります。島根県の市長会の方へ、私、お願いを致しまして、すぐに松江の松浦市長が会長であります。早速県の方に働きかけを戴いて、県も一緒になって、動くように致しておる所であります。ぜひとも、この法科大学院の必要性というものを痛感しております。これはとりもなおさず、弁護士を少しでもこの島根県へ、そして過疎であります石見、弁護士過疎であります石見へ配置して戴きたいということでありまして、それでぜひ設置方強力に働きかけた、をしたいと、まあそのように思っております。どうか宜しくお願い致します。

司会(朝田) どうもありがとうございます。

あの國弘さん、今の宇津さんですね、法科大学院、法曹過疎と言われていた石見地方を抱えた島根県、ないしは鳥取県ということなんですか、実際にひまわり基金で事務所を開設されて以降ですね、我々が考えている法科大学院の設置に関わっておりますね、何かご意見ありましたら宜しくお願いします。

國弘正樹 えー、今、市長さんの方も仰ったんですけども、石見地方の司法需要と言うかですかね、その大ききさちゅうの

は驚くべきもので、つい先日地裁支部の横山裁判官と話していた時に、浜田支部の民事の新規受件、新受件です、新たに受け付けた事件の、まあ年度の初めから番号を付けるわけですけれども、七月の段階で、平成一二年年度の受験番号を越えた。イチローのヒットのようにですね、非常に多くの裁判がなされて、で、必ずしも全部弁護士が付いている事件という事じやなくて、本人訴訟も非常に多いということを抑っておられました。

で、私の方は昨年六月から、浜田に開設したひまわり基金法律事務所という所でもって、仕事を始めたわけですけれども、ひまわり基金法律事務所での弁護士の仕事というのは、二つの側面があって、一つは、弁護士が他にあまりいない。過疎、弁護士過疎の地域での仕事だという側面が一つ。それからもう一つは、まあ公設事務所、公益を一つの柱にした法律事務所という性格付けをされているという側面。まあこの二つがあります。

で、弁護士が他にいない所でもって、弁護士需要を満たしていこうといった時に、じゃあ弁護士にどういったようなことが要求されるかと言うと、ゼネラリストですね。何でも屋さんであるということが要求される。現在でもですね、週に二日相談日、私の方が個人的に受ける相談日を週に二日設けて、一日三件から四件、ですから週に六、八件の相談を、新規の相談を受けてます。で、その他に、相談から受任という形でもって仕事を受けることがあります。その相談内容、受件、受任する事件の内容というのは、それこそあらゆる法律問題を含んだ、千差

万別の事件を受ける。現在弁護士の専門化ということが、標榜されてるわけですが、一人しかいない、あるいは二人しかいない地域の弁護士は、何でも処理できなければ対応しきれないと、こういう側面が一つある。それから公益的な活動という側面から、まあ様々に、私も昨年一年間の間にですね、色んな所に話、講演という形で行ったこともあります。あるいは行政の委員というものに、就任したということもあります。

また、ちょっとおこがましいですけども、石見地域では私が弁護士会を代表してるんだ、とこういう意識でもってですね、事務所でもって、地域の法律教室をやってみよう、というようなことを始めた、というようなこともあります。そういったような活動というのは、これは本来的に言えば弁護士が、多数の弁護士がですね、寄ってみんなでもってですね、その色々と意見を言いながら、こうやっていくと、こういう事業じゃないかなというふうに思うわけです。で、そういう意味で、その弁護士が少ないということは、非常にたくさんある需要に対してですね、十分応えられないということの端的な現れになってきたということに思います。で、そういう地域に弁護士がどうしたら来てくれるのか。どうしたら定着するのか。ということが、まずは地元からその地域の弁護士に教わっていく、ということがまず第一だろうと思います。そういう時に、この山陰の Law School 構想というものは、地域に密着した、地元から育つ弁護士をですね、供給していく大きな給源になっていくんじゃないか、というふうに思います。

そしてもう一つ、この山陰の Law School がですね、一つの

専門性という意味でも重要な役割を果たして欲しい、というふうに思います。石見地域は様々な意味でもって、そのいわゆる後進、遅れてるというふうに言われますけども、ある意味見ると先進圏であると。老人化の問題にしろ、福祉の問題にしろ、そういった問題を考えていく、将来の日本をですね、象徴するような精神的な問題を抱えてる、ということになる。そういうものに対する専門的な対応というものをこのLaw Schoolの中で、その検討されますね、そういう専門家が育ってくる。それが地域に根付いていく、ということをやまあ非常に期待したい、というふうに思っています。

司会(朝田) どうもありがとうございます。

あの今の國弘さんのご意見、ご発言の中に、地域に定着する、根付くような法曹を養成するためには、地域に特性、まあ特有のですね、問題を取りあげながら法曹養成というような中身づくりもですね、大事じゃないか、というようなご意見だったろうと思うんですけども、その辺りのことなんです、宮川さん、いかがでしょうかね。

あの、日弁連も、司法制度改革審議会のみならず、日弁連の方のご意見としても、『全国的に適正配置』というところで言われてますけども、我々もその『全国的に適正配置』という中身づくりはですね、我々がやっていかなきゃならないだろうということ。特に先程来、國弘さんからも仰られましたように、地域に定着するような法曹を養成するのであれば、普遍性を持った地域の問題をも取り入れながら法曹養成する。そのために

具体的な、我々が作ろうとしている法科大学院の教育内容をどうするかというような問題もですね、考えていかなければならないと思うんですけども、その辺り何かご意見ございましたら、宜しく願います。

宮川光治 あの、日本にLaw Schoolを。こういうことは、一九九八年ぐらいいからですね、考えられてきたんだろうと思うんですが、そのころから日弁連の中でも研究会などで議論をしていたんですけども、法曹養成でも地方分権的な発想が必要である。今は東京に集中していて、そして司法研修所。最高裁判所の所管のもとにあるですね、司法研修所はそういうふうに担っていると。こういう姿というのはですね、世界的に見てもおかしな、特異な姿です。これを変えていかなければならないのではないだろうか、ということも議論していたのです。で、じゃあそれはどこが担うのかと言えはですね、それは地方の、各地域の大学とその地の弁護士会がその担い手の中心となっていくんではないだろうか、と。こういう事を議論して、それで日弁連の意見としても当初から『全国に適正配置』いうことをまあ打ち出したわけです。私個人としてもですね、東京のような大都会で法学部を持った大学がですね、横並び式に次々と法科大学院を作る、ということよりはですね、よりはと言っちゃ語弊がありますが、寧ろ本場に必要とされている所に作っていくと。各地域に作っていく、ということをお願いしたい、というふうに今は考えているわけです。で、各地域に、その地域に根ざす法律家が育っていくことによって、その地域がです

ね、開かれたものになって、そしてその地域に法のルールに従って物事を考えよう。そういう文化がですね、少しずつ生まれていくのではないだろうか。そのことは行政にとっても、そしてその地域の産業、ビジネスにとってもですね、歓迎すべき事なのであって、寧ろその事について、各行政、地方自治体、そして地域の各産業の方々をですね、積極的に支援して戴くということが、大切と言いますか、お願いしなければならぬことではないだろうか、と思っております。さて、その日弁連ではですね、そのアメリカのLaw Schoolを色々こう見てですね、参考してきたわけですが、その中で二年ぐらい前にですね、ハワイに、のLaw Schoolを見ました。アメリカには現在、ABAによるAmerican Bar Associationという所が認定しているLaw Schoolは一八三、あるいは一八四校あると言われていますけども、このハワイのLaw School、正確な名前は、リチャードソンLaw Schoolという名前ですが、これは比較の後発のLaw Schoolです。一九七四年にスタートしたんですね。それまではハワイに、ハワイ州にLaw Schoolは無かったです。で、六人の常勤の教授で、五四人の入学者でスタートしたんですが、今現在までですね、約一千人ぐらいの卒業生があるとされています。現在は三学年、合計二四〇人で、一人一人の上級公人で、教授でやっておられると言っていますが、一九九七年にですね、使命、自分たちのLaw Schoolの使命について、宣言をされました。その文言はですね、『正義』、それから『倫理』、『公益への貢献』、それから『ハワイ太平洋地域の環境』、それから『先住民の権利』、それから『海』、『アジア』、こうい

第三部 パネルディスカッション

ったことを重視すると、こういう宣言です。現に、このハワイのLaw Schoolではですね、非常に環境問題について、中心的なカリキュラムを構成されていまして、全国、アメリカ全土からですね、環境法を学ぶためにこのハワイのLaw Schoolを、に、人が集まるということもあるようです。地域社会のニーズに応えるような法律家を養成するということと共にですね、私は山陰法科大学院にですね、もう一つの特色を求めたいと思っております。それはこの山陰という地域でなければ、と言うかこの山陰という地域で考えていくにもっともふさわしいようなテーマをですね、見いだして、そして選択科目としてですね、充実した、系統的な科目を構成して戴きたい。それは今、國弘先生が仰った、高齢者問題というテーマでも結構だと思いますし、それからこの美しい自然を見ますとですね、環境というテーマですね、この島根大学だけではなくて、鳥取大、山口大と提携しあって、学際的な研究の成果も取り入れながら、そういうカリキュラム構成というものを考えていく、というような、そういう特色のあるですね、獨創性に満ちた法科大学院作って戴いて、全国からも人、人材を集めて戴いて、そしてここで学んだ人がまた日本全土にですね、戻っていくと。こういうようなことを展望して戴けばと思います。以上でございます。

司会(朝田) どうもありがとうございます。

あの、ただ今の宮川さんのご意見にもありましたように、我々は山陰地域にLaw School、法科大学院を作ろうとしております。何故山陰に法科大学院を作るのかと考えてみた場合、や

はり今、あの、宮川さんのご指摘の通りですね、地域特性を持った、しかも普遍性のあるテーマを組み入れたカリキュラム、教育内容を考える中で、法科大学院を作るということであろうかと思いますが、更にですね、この点を踏まえながら、またこの点に関連しながらですね、地域に深く根ざした法科大学院、山陰法科大学院と言った場合ですね、どのような点を更に工夫したらいいかどうか、その辺りをですね、大出さんの方から何かご意見等がございましたらですね、ご発言願いたいんですが、宜しく願います。

大出良知 えー、色々なご質問にストレートにお答えできるかどうかわかりませんが、あの今、色々出てますように、それから今日の中坊さんの話にも関わるわけですけども、それぞれその生活環境と言いますか、生活基盤の中で、我々生活しているわけで、そこにそれぞれ法的な問題を扱うプロフェSSIONナルと言いますか、法律家が必要だということ。我々社会生活を営んでいく上で、間違いなく必要なことですね。ところが今までそれは、十分にその需要に応えるような状態になってなかった。で、ともかく、増やすことになってきてますけどもその絶対的な数って言うのは実は、色々よく考えてみますと、あの、先ほど中坊さん仰ったように二〇一八年に今、五万人という構想なんです。で、五万人という構想というのは、どの程度か。今先ほど言いましたように、ちょっと計算が難しいですが、六五〇〇人と七〇〇〇人に一人ぐらいいの、法律家であるわけですけども、それが、五万人になったとしても

ですね、実は大した数ではない、ということになるんですね。実は、あの、私事にも関わるんですが、島根に私は何度もお伺いしてますけども、その中でもちょっと忘れられないのは、実は一九八九年に、あの、島根、この松江で行われた人権大会というのがありまして、日本弁護士連合会が主催して、松原先生なんか大変苦勞されたんだと思いますが、あのそこでですね、非常に重要なことを決めまして、それは何だったかと言うと、その『被疑者弁護の充実強化』ということだったんですね。そして、次の年に日弁連は刑事弁護センターを発足させて、当番弁護士制度っていうのが始まったわけです。当番弁護士が始まったことよって、被疑者に対する、少なくともそれまでに比べればずいぶん充実した対応というのが出来るようになったということになるわけですけども、それで実は私、その後その当番弁護士発祥の地であるイギリスにちょっと一年半ほど暮らしてまして、当番弁護士のこともそこそこ調べたりなんかしてたんですが、ところが向こうはですね、当番弁護士っていうのは、必ずしも日本で利用されてるほどには利用されていないんですね。つまり、被疑者、警察に捕まりますね、警察に捕まって弁護士が来る。これは向こうは、イギリスはほとんど確実に弁護士が来るんです。来るんですけども、そこに来るのは決して当番弁護士じゃないんですね。当番弁護士はね、半分以下です。じゃあ、残りの人たちは何かって言うと、『Our Lawyers』という言い方を中坊さんはしましたけど、そうじゃなくて『My Lawyer』なんです。つまりイギリス辺りですと、自分の知ってる法律家っていうのがあるんですね。大体いる

んです。ですから、自分が捕まった時には、その自分の知ってる法律家を呼ぶんです。それで、その人が来れないと、当番弁護士に頼むことになるんですね。で、だいたいそれがどのくらいの比率だとそうなるのかってことで言いますとね、大体千人以下ですよ。千人、十人、千人以下に一人、法律家がいる。で、さっきお医者さんの数のこと言いましたよ、何十万って言いましたけれども、そういう感覚でいくとですね、そのくらいになんないと、『My Lawyer』ってことにはなかなかやっぱりならないんだと思いますね。つまり弁護士の人たちもそれくらいにならないと、目配りして一人一人自分の依頼者の顔覚えてなんて話にならないわけで。我々が教師として、学生の顔覚えられないって言うのは、限界って言うのはどのくらいかってことにも関わるんですが、そういうな事に近いところがあって、そこまできかないと、地域密着的なですね、そのケアっていうのは出来ないですが、ということになってくると思うので、あの特にこの山陰地域だけじゃなくて、多くの地域、つまり大都会以外はですね、やはりそういう『My Lawyer』でなことで、日常生活のある、ある意味では法的問題について、法律家に相談できるような、そういう体制っていうのは本来はあの目指されるべきだと思うわけですね。そうすると、イギリスは実は、日本の人口比率の関係でいくと、今、大体ソリストと呼ばれる人たちは、一九万ぐらいですね。二〇万ぐらい。二〇万もいってないですね、一九万ぐらいです。あの、日本の人口比率にしますとね。ですから、先ほど言った五万人というのは、数字はですね、まだまだ四分の一ぐらいしかありませんね。そ

ういう意味でも、やっぱり多くの都会のLawyerと違って、生活密着型のやはり、その、法律家ってものをどういうところで作っていくのか、養成していくのか、っていうことをやはりそういう感覚を身につけられる所で、ですから何も島根だけ良くなりゃいいな、という発想、もちろん皆さんもしてないと思うし、私もそれはすべきじゃないので。しかし、そういう環境のある所で育った法律家が、そういう所へ出ていって、やはりその需要に添えていくことが無いと、なかなかほんとの意味で法律家の需要というものに満たすということになってこないだろうというふうに思うわけですね。で、そういう意味では、私は意欲があつて能力のある所では、法科大学院は是非作るべきだ、というふうに思うわけですね。で、島根大学で今、三〇人という枠をお考えのようですが、島根大学はこれだけやっているわけですし、もちろん私、島根大学のスタッフの方、よく皆さんご存じ、存じ上げての方多いのですが、当然能力もあるわけですから、そういうところでは自由に法科大学院作れる、ちゅうことにする。それがまあ、開放性っていうようなことだと思えます。適正配置って言われていることの意味だというふうに思うわけです、そしてそのことがもう一つ重要なのは、三年制にされているって事ですね。この三年制にされているっていうのは、実は、『既修者割り』という枠を作って、その法学部からすぐ上がつてきた人間を、あの言ってみれば中心にした法科大学院作ろうという動きがあるわけですけども、これは非常に、あのこの法科大学院を作る理念からすれば、問題のある所なわけですね。やはり三年制にして、色んなバックグラウンド、キャリ

アを持った人たちを受け入れていく。ですからもちろん学生が入ってくるのは、それは構いませんけれども、しかしそのまさに人間を相手にする仕事だということを前提にした、その視野だ、視野の広さだとか、その人間性だとか色んな要素っていうのはやっぱり期待されるわけですから、特に生活密着型って事になってくれば、そういう生活基盤のある意味では、その隅々まで目配りが出来るようなそういう法律家ってものを我々は必要としてるって言っていると思いますから、そういう意味では、三年でそういう自分が生活をしていて、法律家に期待し、しかし十分それに応えてもらえなかったとかですね、色んな動機によって、じゃ、これまで色んな社会経験を積んだ人たちが法律家になってこう、というようなことに、こう、道を開くということが非常に重要だと思えますし、そういう意味でも非常に、この『山陰法科大学院構想』というのは、理念的に言っても重要な意味を持つてるんじゃないかな、というふうに思えます。

司会（朝田） どうもありがとうございます。

えっと、これまでのパネリストの方々のご意見をお伺いしますと、特徴を持ったですね、例えば、國弘さんのお言葉を借りれば、島根県で先進的な面もあると。で、少子高齢化、未来の日本社会を先取りしてる。で、例えばそのようなものをも取り入れたような形の特徴のある島根大学・山陰法科大学院の中身づくりが出来ないか、というような意見等々であったと思われるわけですけども、その辺りで梅田さん、補足的に我々の構

想がですね、その辺りはどのように考えてるか、ご意見お願いします。

梅田 エーと、そうですね、あの、黄色い紙の裏側の方にカリキュラムの学年ごとの表になっているものがございます。その中で、特に先ほども申し上げましたが、三年次にいわゆる現場に、現場主義的な地域に密着したその科目をまあ、置いてると。で、その一つの例が現代的、学際的分野科目というのがございます。で、これはその、地域社会に顕在化して、あるいは潜在している色んな問題をですね、特にこの地域ですと、過疎とか高齢化、あるいは医療、環境といった、そういったそのテーマ毎にですね、地域に密着して、その地域にどういう問題があるのか、いうそのテーマを設定した形で、フィールドワークを中心にしてですね、現場で問題点を把握して、その中で自分の頭で、こう考えていく。そういった科目を、ということとは考えております。で、そういったところで、うちのその特色ですね、この山陰地域に根ざしたという、そのカリキュラム上の特色も出そうというには考えております。で、まあその具体的な詰めは今後の検討課題ということになりますか。

司会（朝田） あの、今の梅田さんの方からの補足説明に関わってますね、何かご意見、パネリストの方々ございましたら。

國弘 はい。あの、色んな給源からLaw Schoolに入学する人達を求めると、いうことを山陰のLaw School構想は挙げて

るわけです。で、ま、特に石見地方と鳥取においてはですね、弁護士が少ないということで、様々ないわゆる隣接法律職種とサブラインの人たちとの協力関係というのが、重要になってきているわけですね。で、まあ現時点においてもそういう人たちが、法的需要を満たしている、というところがあるわけですね、そういういわゆるゆるる若い人たちだけではなくてですね、その様々な職務経験をし、あるいは資格等を持った人たちが、どんなLaw Schoolの中に入っていく。その道をですね、確保するというのも非常に重要な位置づけじゃないかなと思っております。

司会(朝田) ありがとうございます。どうぞ、大出さん。

大出 はい。あの一言追加ですが、実は私、九州大学の法学部って言いますか、あの、法科大学院問題についてのワーキンググループの責任者を務めておりまして、あの九月五日付で、ちょっと宣伝しますが、九月五日付で発売されております、『月刊司法改革』という雑誌に、私も法科大学院の制度設計の思案、試みなどを公表させて戴いております。で、是非お読み戴きたいと思いますが、その中身がですね、島根大学でお考えのことかなり近い。近いというか、真似したわけじゃないですよ。たまたま偶然かなり似ている部分があるということ、冗談半分によく考えればそういうことなるというふうに言っているんですが、ただ私どもいくらから有利に立っておるとしますとですね、今、申し上げた、あの先ほど以来の理念に基づい

第三部 パネルディスカッション

ていって、どういう、例えば選抜方法を取るのかというようなことですね、その点についてもそろそろ具体的に少し考えてみた方がいいたろうということ、入学者をどう選抜するのかということ、三年制という事になった時には、ご承知だと思いますが、当然法的知識なことを問うというような事はしないわけです。ですから、あの私どもの、もちろん試みなので、これが最終的確定ということではなりませんけれども、あの、応募理由書とかですね、もちろん学部での成績。これは何も法学部の成績ではもちろんないわけですから、ま、それも成績が悪かったということ自体は特に問題ではない。何故悪かったのか、ちゃんと説明できればいい、という事になるんですが、それから社会人経験とかですね、ということでの、あの、ペーパーを出して戴くというようなことを考えてます。そういう中では、特に応募理由書というかですね、何故自分が法律家を目指そうとしているのか、ということをしつかり書いて戴く、ということを今の段階では考えてます。ですから、先ほど言いましたようにこれは大学もそうですけども、皆さんがやはり法律家になって、その人間を相手に法律の問題について考えてみようという意欲をどこまでお持ちなのか、ということがやはり非常に重要な意味を持つてらるだろうというふうに思います。そういう方達には、是非三年間で立派な法律家になって戴きたいというふうに思うわけで、そういうその具体的理念に基づいた選抜方法というものも是非、具体的にお考え戴ければと。

司会(朝田) あの、貴重なことです。ありがとうございます。

た。

あの、これから更にですね、この法科大学院の構想をこのパネリストの方々の意見ないしは、今日この会場に來られている皆さん方のご意見を汲み上げながらですね、更に特徴のある山陰法科大学院づくりをしていかなければなりませんけども、更に今後検討課題になり得る問題としましては、先ほど少しお話ししましたが、私達地域ですね、法曹を私達自らが育てていく。そしてそのような中で、地元、山陰地域にですね、定着するような法曹を作ること、何もこれが弁護士会、そして司法書士会、そして行政書士会等々法律専門職及び我々大学の教員だけでは、出来るものではありません。で、場合によれば、よってはですね、県ないしは市町村、自治体ですね、ご協力等もですね、必要になろうかと思ひます。それは、場合によっては資金的にも、人的にもということになろうかと思ひますけども、その辺りですね、今後残された課題でもありませんけども、あの、宇津さんの方からですね、何かご意見がありましたらね、お伺いしたいんですけども。

宇津 あの前日は緊張して参加させて頂いたんですが、私あの中坊公平先生のお話を聞いて、非常にまあ考えさせられたと言うんですか。確かにあの、我々のための法律、法曹界、司法の世界を変えていかないかんといいことでありますが、行政自ら変わっていかないか。そのような感じで、ああ受けました、そういう意味でこの地方自治を預かる県も市町村も、行政預かるもの。これは住民直結したものであるはずでありまして、そ

ういう面はやはり今日の中坊先生のお話を参考にさせて頂いて、しっかりと地に着いた住民のための地方自治でなければならぬ。まあ、非常に痛感を致したわけでありませう。そういう中で、結局これ私、最後になると思うんですが、二つほど申し上げたいことがある。

まず、一つは、さっきも仰いましたが、住民の熱意の盛り上がりであります。これはね、やはり先生方ばかりに任せておったんじゃ駄目。まず一番住民に近いところにいる我々が、地方自治、市町村また県がもうちょっと本気にならないといかん。そう言つて先生方にも応援してもらおうと。そういうことでなければいかん、ということ、この住民の盛り上がり、この法曹、あー大学院にとつて、非常に大事だと。特に島根県民のみならず、石見地方の住民ですね、これが再構築を更にかえて図らなければならぬ。そのように痛感を致します。

もう一つは、行政として、今人権の世紀と言われております、非常に法律問題に関わる処理というのが、非常にこれから二一世紀多くなつてくる。そういう意味で、行政としてもこのような大学院作つて戴く事は非常にありがたい。そしてまた、行政の二〇代、三〇代の若い職員を島根大学に派遣できると。もちろん成績が通らないといけません、派遣できるということもあります。いわゆる「法曹職員」を抱えることが出来るメリットがあります。しかしまた、地元の若い学生が島根大学の法科大学院、もし浜田から進学した場合には、これに対しては奨学金制度等々、学生さんがとにかく喜んでくれるような、そういう行政としての支援というものは既に今、市役所の庁内で

研究をしております、そういう点ではまた、先生方に色々教えてもらいたいと思います。

以上、二つであります。さらにもう一つ申し上げたいのは、隣りにおられます國弘先生が「もう、浜田嫌だ」というふうに帰られんように、そのことをね、まずね、私はね、政治生命をかけても國弘先生に頑張ってもらおう。まあ、そういうことで、お約束をしたいと思えます。どうかご支援宜しくお願いします。

司会（朝田） どうもありがとうございます。

あの、そういうことの無い様にですね、自治体の方もご協力を、ほんとにあの、宜しくお願いいたします。

あの、それと更にですね、色々山陰法科大学院のですね、実際に当たっては色んな問題があらうかと思えます。で、今日限られた時間で、全ての論点についてですね、デイスカッションする暇がありませんけども、我々がですね、山陰法、山陰法科大学院の話を出張で他大学に行つてよく言われることが一つあるんです。実は何かと言いますと、弁護士が少ない県である。

それは島根、鳥取、ご存じのように、二〇人ちょっとです。それで、法科大学院っていうのは先ほどのお話にもあったかと思えますが、我々大学の教員のみならず、弁護士、検察官、そして裁判官等、実務家のですね、ご協力が無ければですね、実現しません。それで、「実務家の教員になるような人がいるのか。どうするのか。それで出来るのか」というようなですね、事をですね、嫌がらせか何か知りませんが、他大学の人から言われることがあります。「いや、するんだ」と、「いるんだ」と

言うことですね、いつも言ってるんですけども、この辺りのことなんです。が、我々山陰に地域に深く根ざしたですね、しかも特色のあるLaw Schoolを作る場合、どうしても実務家のですね、ご協力も仰がなければなりません。で、この実務家教員をですね、確保についてはですね、日弁連の方ではどのようにお考えか、その辺りをですね、宮川さんにですね、お話を伺えればと思います。

宮川 その点ですね、全く心配ないんじゃないかなと思えます。あの、日弁連で全国の単位弁護士会に先頃アンケートをしましてですね、各単位弁護士会で、集計をして戴いたデータが上がってきてるんですが、それは「法科大学院がその地です、ね、もし出来た場合に、あなたは実務家教員、専任もしくは非常勤ですね、これを引き受けるおつもりはありますか、と、引き受ける意志はありますか」と。こういうアンケート取ったんですが、これはですね、私達が予想した以上の数で、回答が来ていまして、専任教員でもですね、数百人単位。非常勤教員では、もっと多くて九百人ぐらいの数だったと思えます。で、

あの「あなたはいくらぐらいの報酬を求めますか」というアンケートもしたんですが、これが予想以上に低いですね。や、我が国の弁護士もこういう公共的精神と言うか、優れたもんだなあとというふうに感じました。それからあの、「どの地域を求めますか」ということについて、「自分が住んでる都市」、あるいは「自分が住んでいるその高裁所在地の管内」、それから「全国どこでも」とこういうアンケートを、の、項目なんです、が、

実に「全国どこでも行く」という人たちがたくさんおられるんですよね。ところで、島根県弁護士会、鳥取県弁護士会からもアンケート結果が上がってますが、それぞれ六、七人の方が法科大学院の教員を、実務家教員を引き受ける意志がある、というふうに表示しておられます。でも、もちろんこのアンケートに、手を挙げておられる方々が全て法科大学院の教員として、適任であるというふうには考えてるわけでは無いんでして、この後ですね、もう一回、名前が挙がってますから、それぞれについて、こうインタビュー等ですね、調査をしてみてくださいね、各単位会にセレクトをして戴いて、大体まあ三分の一ぐらいに絞りたいたいと思っておるんですが、それでも大変な数になります。その点では、全然心配はいらないんじゃないかと思えます。はい。

司会（朝田） 安心しました。ありがとうございます。

あの先ほど申しましたように、まだまだ論じ尽くせない。または、論じていない、具体的に検討しなければならぬ、残された多くの課題がございます。あの時間も来ましたが、この辺りで司会者として、まとめを言いたい付かっていますので、まあまとめにならないまとめかと思えますけども、まとめてみたいと思います。

皆さんご存じのように、松江という所は、『我が国の民法の父』と言われた梅謙次郎の生誕の地です。で、梅先生はご存じのように、近代の日本の民法、商法等を初めてですね、近代の日本の法律を作る際にですね、大変ご活躍、貢献された方

です。そのような我々にとって、大々先輩の生まれた土地に我々が、先程来パネリストの方々が言われたような、更にですね、内容を豊富する中身でもって、尚かつ特色のある、地域に深く根ざした山陰 Law School が、出来ればですね、大変喜ばしいことだろうと思えますし、それと先程来、この表題にもありますように、『私達に身近な司法』。司法を今後我々が担っていくなければなりません。それを鳥取県、島根県両県民及びそれぞれの専門の仕事をされている皆さんのご協力を得てですね、内容を豊富にしつつですね、作っていきたいと思っております。

まとめにならないまとめでありましたけども、今日、パネリストの方々のですね、ご意見を参考にしつつ、また今日時間的な余裕があればですね、これはフロアー皆さんからのご意見も拜聴しようというふうに考えておりましたが、それが出来ませんでした。またの機会をですね、作り、その機会を利用してですね、皆さん方のご意見を組み入れながらですね、山陰に法科大学院を作りたい、というふうに思っております。どうもありがとうございます。

司会（鈴木） どうもパネリストの皆様ありがとうございます。た。